

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第 7 号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成 19 年鳥取県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 9 条の 9 の改正規定の次に次の改正規定を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（車両等の運転者の遵守事項） 第 9 条の 22 法第 71 条第 6 号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（6） 略 （7） 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、<u>中型自動車</u>、普通自動車（原動機の大きさが総排気量については 0.050 リットル以下、定格出力については 0.60 キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p>	<p>（車両等の運転者の遵守事項） 第 9 条の 22 法第 71 条第 6 号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（6） 略 （7） 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、普通自動車（原動機の大きさが総排気量については 0.050 リットル以下、定格出力については 0.60 キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p>

附則第 1 項第 2 号中「、第 10 条の 2」の前に「、第 9 条の 22」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。